

宝塚市告示第 159-2 号

街区の区域変更について

宝塚市住居表示に関する条例第 2 条の規定に基づき、次のとおり安倉北 5 丁目の一部の街区の区域を変更して告示の日から施行する。

令和 7 年(2025 年) 8 月 1 日

宝塚市長 森 臨 太 郎

安倉北 5 丁目

30 番街区を変更する

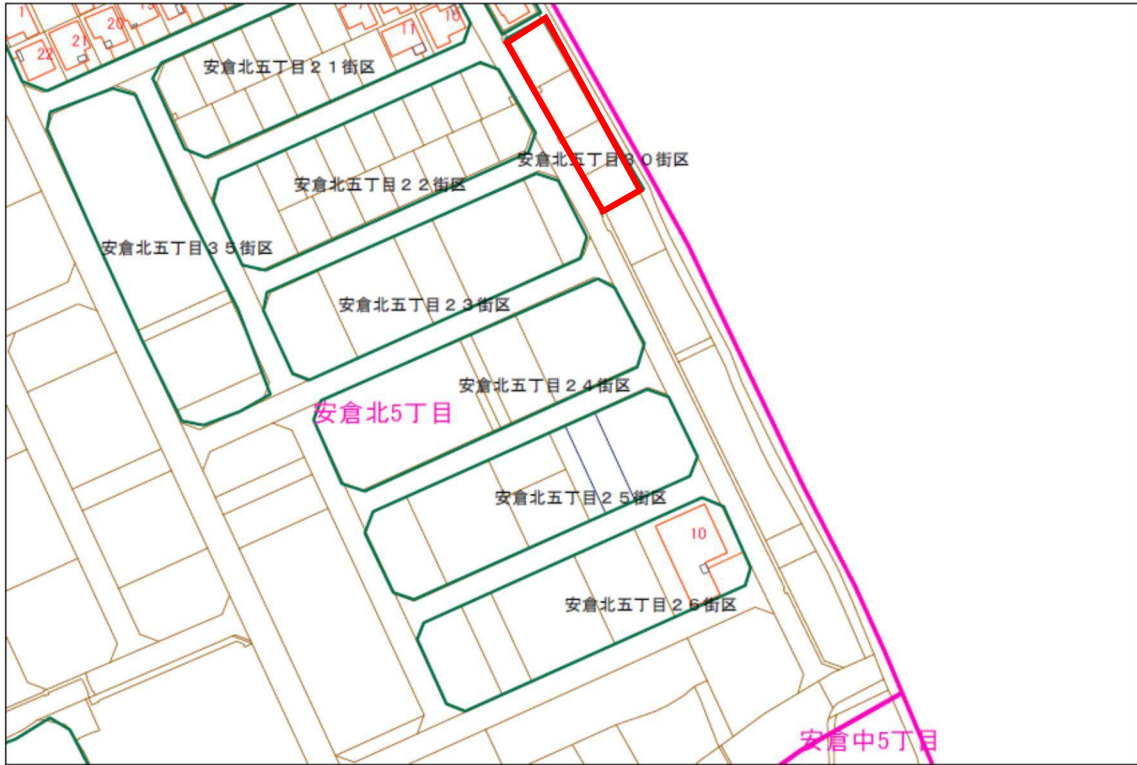
変更理由

安倉北 5 丁目の一部の区域において、建物の建築にあたりこれを機に街区の区域を変更しようとするものです。

宝塚市住居表示に関する条例（抜粋）

第 2 条 市長は、街区の区域を新たに画し、若しくはこれを廃止し、又は街区の区域若しくはその街区符号を変更するときは、その旨及び実施期日を告示するとともに関係人に通知しなければならない。

【変更前】



【変更後】

